

山梨県公報

第四百四十二号

令和六年

一月二十二日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定.....	一三
○道路の供用開始.....	一三
公 告	
○一般競争入札について.....	一三
○随意契約の相手方の決定について.....	一五

告 示

山梨県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町長浜字小宮入四六五の一、四六六、四六七の一、四六八から四七二
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
字小宮入四六九・四七一・四七二(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市賑岡町畑倉字新宮一九二五番一地从先から 大月市賑岡町畑倉字新宮一九二一番六地先まで	二五・三	令和六年一月二十二日

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一般競争入札に付する事項
 - 調達をする役務等の名称及び数量
- 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務
- 数量 一式

- 2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
 - 3 履行期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館等及び県庁構内並びに甲府市丸の内二丁目十六番四号丸栄ビル二階会議室
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部資産活用課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)
 - (四) 県税(個人県民税を除く。)並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - (七) 契約の履行に当たり必要な機器等を所有(リースの場合を含む。)していない者
 - 2 会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「清掃」に登録されている者であること。
 - 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受

- けている者であること。
- 5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。
 - 6 平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの五年間において、二以上の清掃業務契約(清掃面積五千平方メートル以上であつて、一年間を通じて役務を提供するものに限る。)を元請人として締結し、かつ当該契約業務を履行した実績を有する者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 令和六年一月二十二日(月) から令和六年二月五日(月)まで(山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 四3に掲げる場所
 - 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和六年二月五日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。
 - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和六年三月四日(月) 午前十時三十分
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館三〇一会議室
 - 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課宛てに令和六年三月一日(金) 午後四時まで(到着するよう送付すること)。
 - 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 本入札における落札の効果は、令和六年四月一日に令和六年度予算が発効した時において効力を生ずるものとする。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部資産活用課（電話〇五五―二二三―二二九一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Cleaning services for the Yamanaishi Prefectural Government Office Main buildings and its adjoining compound. 1 set.

2 Date and time of tender: 10:30AM March 4, 2024

3 Bureau in charge: Asset Utilization Division, General Affairs Department, Yamanaishi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaishi 400-8501 Japan TEL 055-223-1391

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年一月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 財務会計システム構築業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月九日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

(一) 名称 株式会社NTTデータ東海

(二) 住所 愛知県名古屋市中区錦二丁目十七番二十一号

五 契約金額 七億九千二百万円

六 契約の相手方を決定した手続 企画提案審査方式による随意契約

七 随意契約によることとした理由

財務会計システム構築にあたっては、将来の標準システムにつながるような「これまでにない新しいシステム」「20年使える優れたシステム」の実現を目指して、標準化を考慮した業務の効率化や県民の利便性向上等の実現のほか、DXの考え方を最

大限取り入れながら「利用者目線」に立った財務会計システムを構築する必要がある。これには高度かつ専門的な知識や経験、企画力が求められることに加え、その構築方法も事業者によってさまざまであり、統一的な仕様を示すことができないことから、価格競争入札に適さないものとして、企画提案審査方式による随意契約とした（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当）。